

参考資料: 現在実施している未加入対策

平成26年8月1日以降に入札公告を行う国土交通省直轄工事においては、

- ・**社会保険等(健康保険、厚生年金保険及び雇用保険)に未加入の者については、競争参加資格を認めない。**
- ・**施工体制台帳の作成・提出が義務付けられている下請代金の総額が3,000万円以上の工事の一次下請業者**(※)建築一式工事の場合は4,500万円**については、社会保険等加入業者に限定**する。
などの措置を講じているところ。

- ①入札参加時に元請業者の**保険加入状況を確認。**
(未加入の元請業者は工事から排除)
- ②未加入の一次下請業者との**契約を原則禁止。**
- ③施工体制台帳等で全ての**下請業者の保険加入状況を確認。**
- ④未加入の一次下請業者と契約したことが判明した場合の措置を実施。(元請業者への制裁金の請求等)
- ⑤全ての未加入業者を発注部局から**建設業担当部局に通報。**
- ⑥建設業担当部局において未加入業者(二次下請以下も含む。)への**加入指導等を引き続き実施。**

